

特定行為に係る看護師の研修に ご理解、ご協力をお願いいたします

看護師の特定行為研修における臨地実習に関する 包括同意について

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の協力施設です。

看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、実習で医師の指示を受け、特定の医療行為を実施することがあります。この記載による包括同意をもって、ご了承いただいたものと判断させていただきます。

医師と連携し安全には十分配慮して行いますが、患者さんはいつでも拒否を申し出ることができ、それにより何ら不利益を被ることはありません。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

「特定行為に係る看護師の研修」についてご相談がある場合には、下記患者相談 窓口をご利用ください。

医療相談 対話推進窓口

当院をご利用いただく患者さん及びご家族のみなさまからの治療や入院生活、医療安全などさまざまなご相談やご意見を受け付けております。

相談日時及び相談場所等

- 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- 場所 1F 総合サポートセンター
- 窓口責任者 医療福祉相談室長
今野 敦子
看護部 副部長
井上 由起子

仙台市立病院